

2020年4月30日

経済法令研究会

『営業店のための 外国人との金融取引Q & A』

お詫びと訂正のお願い

標記書籍におきまして、下記のとおり内容の一部に不正確な記載がありました。誠に申し訳ございません。お詫びして訂正いたします。

記

◆51頁 下から3行目

(誤)

- ・ 確認記録の対象とならない取引について一定の事項を記録する義務 (同法7条)

(正)

- ・ 取引記録の作成・保存義務 (同法7条)

以上